

共同企業体協定書

（目的）

第 1 条 当共同企業体は、「（施設名）（以下「当該施設」という。）」の管理運営業務（以下「当該業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第 2 条 当共同企業体は、（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第 3 条 当企業体は、事務所を 市 町 に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第 4 条 当企業体は、 年 月 日に成立し、当該業務の指定期間の満了後 3 か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 当該施設の指定管理者となることができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る協定が締結された日に解散するものとする。

（構成団体の住所及び名称）

第 5 条 当企業体の構成団体は、次のとおりとする。

（住所） ・（名称）

（住所） ・（名称）

（住所） ・（名称）

（代表者の名称）

第 6 条 当企業体は、 を代表者とする。

（代表者の権限）

第 7 条 当企業体の代表者は、当該業務の履行に関し、当企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で、鹿屋市と折衝する権限並びに自己の名義をもって指定管理料の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成団体の業務分担及び責任（出資）割合）

第 8 条 各構成団体の業務分担及び責任（出資）割合は、別表のとおりとする。ただし、当該業務

について鹿屋市と協定内容の変更増減があっても、構成団体の責任（出資）の割合は変わらないものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくの上、構成団体が協議して評価するものとする。

3 前項に基づく別表は、構成団体全員及び鹿屋市の承認がなければ、協定締結後に変更することができない。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成団体全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに当該業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、第三者委託事業者の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、当該業務の履行に当たるものとする。

（構成団体の責任）

第10条 各構成団体は、当該業務の履行及び下請契約その他の業務の履行に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、共同連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の当該業務専用の預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条 当企業体は、業務の履行の年度（4月1日～翌3月31日）又は完了ごとに当該業務について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条 当企業体は、決算の結果利益を生じた場合は、第8条に規定する割合により構成団体に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成団体が欠損金を負担するものとする。

（構成団体の相互間の責任の分担）

第15条 構成団体はその分担業務に関し、鹿屋市及び第三者に与えた損害は、当該構成団体がこれを負担するものとする。

2 構成団体が他の構成団体に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成団体が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、第9条に規定する運営委員会の決定

に従うものとする。

- 4 前3項の規定は、いかなる場合においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第16条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(指定管理期間途中における構成団体の脱退に対する措置)

第17条 構成団体は、全ての構成団体及び鹿屋市の承認がなければ、当該業務に係る指定管理期間が満了する日までは脱退することができない。

- 2 前項の規定により当企業体の代表者以外の構成団体が、脱退した場合には、当該業務の継続について、鹿屋市の承認を得た場合に限り残存構成団体が共同連帯して当該業務を履行する。なお、鹿屋市の承認に係る事務手続き等の期間中においては、鹿屋市の指示等により当該業務を継続することができるものとする。
- 3 第1項の規定により脱退した者がいるときは、残存構成団体の責任の割合は、脱退構成団体が脱退前に有していたところの責任の割合を、残存構成団体が有している責任の割合により分割し、これを第8条に規定する責任の割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成団体の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成団体の出資金から構成団体が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成団体には利益金の配当は行わない。
- 6 当企業体の代表者が脱退する場合又は第1項の規定による構成団体の脱退の結果、残存構成団体が1者となる場合は、鹿屋市に対して指定の取消しを申し出なければならないものとする。
なお、指定の取消しに係る事務手続き等の期間中においては、鹿屋市の指示等により当該業務を継続することができるものとする。

(構成団体の除名)

第18条 当企業体は構成団体のうちいずれかが、当該業務履行途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る事由を生じさせた場合においては、他の構成団体全員及び鹿屋市の承認により当該構成団体を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成団体に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成団体が除名された場合においては、前条第2項から第6項までの規定を準用するものとする。

(業務途中における構成団体の破産又は解散に対する処置)

第19条 構成団体のうちいずれかが当該業務履行途中において破産又は解散した場合においては、第17条第2項から第6項までの規定を準用するものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき契約不適合があったときは、各構成団体は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、第9条に規定する運営委員会において定めるものとする。

上記のとおり、共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書__通を作成し、各通に構成団体が記名押印して各自所持するとともに、1通を鹿屋市に提出するものとする。

年 月 日

共同企業体の名称 _____

代表者 (所在地)
構成団体 (商号又は名称)
(代表者職氏名)

構成団体 (所在地)
(商号又は名称)
(代表者職氏名)

構成団体 (所在地)
(商号又は名称)
(代表者職氏名)

別表

構成団体の業務分担及び責任（出資）割合

構成団体名	指定管理業務の分担	責任（出資）割合
(代表者)		%
		%
		%

注 1 上記「指定管理業務の分担」については、本協定締結時点で想定する業務分担の内容について、具体的かつ詳細に記載する。

注 2 「責任（出資）割合」については、代表者は、構成団体のうち最大でなければならないものとし、代表者以外は、構成団体の総数が 2 者である場合は 30%以上、3 者である場合は 20%以上とする。

なお、原則として、責任割合と出資割合は同一の値とする。ただし、当該割合を同一としない場合は、上記の表にそれぞれの割合を明記することとする。

注 3 本協定書第 8 条第 3 項の定めるところにより、上記の表は、全ての構成団体及び鹿屋市の承認がなければ、協定締結後に変更することはできない。